

矢波日吉神社「奉納額鯨捕り絵図」「カヤの大木」

2 件を町文化財に指定

町の文化財として、新たに矢波日吉神社の「奉納額鯨捕り絵図」と神社境内に自生しているカヤの木3本を指定しました。役場内浦庁舎で4月25日、神社を管理する辻口重秋矢波区長に中口憲治教育長から指定書が手渡されました。辻口区長は、「価値のある文化財を大切に守っていききたい」と話しました。

今回指定された2件

- ・奉納額鯨捕り絵図…有形文化財
- ・カヤの木3本…天然記念物

矢波日吉神社に掛かる「奉納額鯨捕り絵図」



「奉納額鯨捕り絵図」は、江戸後期の弘化2年（1845）に矢波海岸で行われた捕鯨の様子が描かれており、約12頭の鯨を波並集落住民の協力を得ながら捕獲した様子が描かれています。町内で捕鯨の様子を描いた絵図は、藤波の神目神社と今回指定されたものが知られるのみで、製作年代が記されているという点が貴重です。

境内に自生しているカヤの木は、県内でも有数の大きさとされるもので、木肌の状況や生育の具合ともに良好で、町の植生を知る上でとても貴重です。



中口教育長（左）から指定書を受け取る辻口区長

縄文小屋管理と縄文生活を来館者に案内

真脇遺跡縄文館 ボランティア募集

活動内容

- ①縄文館で行う事業への参加および協力
- ②勉強会の実施（調査等で来館する研究者との意見交換会等）
- ③縄文小屋の管理
- ④周辺の除草管理等
- ⑤体験学習の指導
- ⑥来館者への説明
- ⑦その他

手当 ・ガソリン代として1回1,000円
1回の活動は10:00～15:00程度
・「図説真脇遺跡」冊子謹呈

締切 6月30日㊟まで

☎真脇遺跡縄文館 ☎62-4800

真脇遺跡縄文館では、ワークショップ「縄文小屋をみんなでつくろう」に取り組んでいて、8月中旬の完成を予定しています。

縄文小屋の完成後に真脇

遺跡周辺施設の維持管理、見学者への説明などを行なうボランティアを募集します。縄文時代について学ぶチャンスです。ぜひご参加ください。



返納式に臨む平谷さん

免許を返納した平谷さんには、町からは商品券が、珠洲警察署能登庁舎からは公共交通機関の利用案内や、振り込み詐欺防止など役立つ情報が掲載された「運転免許卒業N.O.T.O」が贈られました。町では今年度から商品券の額を従来の倍の2万円にするなど、自主返納支援制度を充実させています。

珠洲警察署南野署長は、「高齢者の移動手段確保のため、自治体の支援が大切。返納制度を利用してもらえるよう、町と連携していきたい」と高齢者の免許返納支援へ意気込みを語りました。

4月13日、役場能都庁舎で平谷幸作さん（宇出津山分）が運転免許を返納しました。
優良ドライバーで、交通安全協会の活動にも従事していた平谷さんは今年88歳を迎えます。免許返納を後押ししたのは「長年無事故を続けているので、せっかくだから事故を起こす前に返納しよう」という家族の言葉でした。今後、お出かけの際には家族が送り迎えを行うそうです。



役場窓口での手続きは簡単です

運転免許証自主返納支援制度

あなたの免許返納をサポートします！

町では高齢ドライバーの交通事故防止のため、加齢により運転に不安を感じてきているなどの理由で運転免許を自主返納する人に対し支援を行っています。ぜひご利用ください。

支援内容

- ①能登町共通商品券2万円分
- ②運転経歴証明書発行手数料を町が全額負担
- ※運転経歴証明書は、免許証代わりに身分証明書として利用できる公的書類です。

対象

満65歳以上で町内に住民登録があり、運転免許を自主返納した人

必要書類

警察の窓口で渡される「運転免許の取消通知書」の写し、印鑑

申請場所

総務課、役場各庁舎窓口、小木・鶴川支所

☎総務課 ☎62-8510



納税の返礼品を募集中

自慢の商品で

ふるさと納税を拡大しましょう

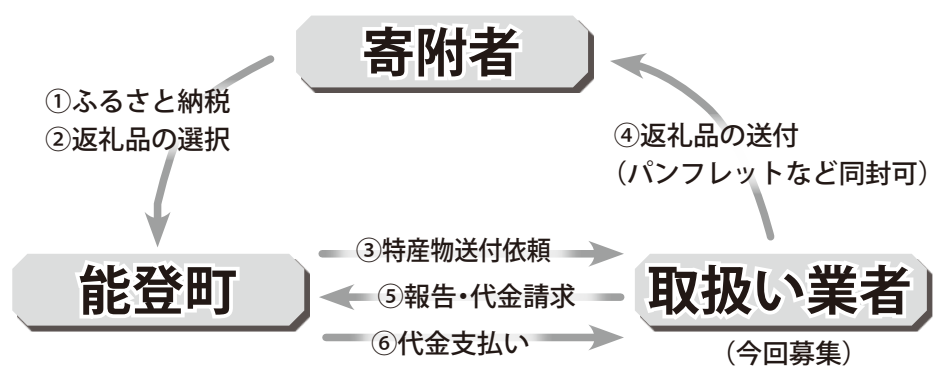
能登町では平成27年4月から、ふるさと能登町応援寄附（ふるさと納税）をされた方への返礼品について、寄附者自身がふるさと納税専用サイトへふるさとチョイスへまたはカタログで返礼品を選ぶことができるようにしています。これにより、平成28年度は1万1,705件、約1億9千7百万円の多額の応援をいただきました。

この返礼品を取扱う事業者を随時追加募集しています。町と一緒にふるさと納税事業を盛り上げていきましょう。



ふるさと納税返礼品カタログ

寄付から返礼品送付までの流れ



主な業務

○町からの発注で特産品を寄附者に送付する。

○町に対して送付実績を報告し、代金を請求する。

メリット

○町ホームページやふるさと納税に関するサイト等に商品の画像と名前、取扱い事業者名などが掲載されます。

○特産品の発送時にパンフレット等を同封していただくことで企業のPRが可能です。

応募資格

○町内で製造、加工、販売、採取、栽培等が行われている商品を取扱っており、寄附者に発送できる業者

○町税に滞納がないこと

町内に本社、または主たる事業所（工場等を含む）を有する法人または個人事業者に限ります。また、町が返礼品として適当でないと認めた場合は、参加できないことがあります。

問い合わせ・申込

ふるさと振興課 ☎ (62) 8532

あなたの空き家を利用させてください

「移住・定住促進住宅」の候補物件募集中

能登町定住促進協議会（以下、「協議会」という）では、人口減少を解決する移住定住施策の一環として移住希望者が円滑に移住するため、町内にある空き家など使用されていない住宅を借り上げ、必要な改修を行い、本町への移住希望者が移住体験する「移住体験の家」や定住を前提とした仮住まい住宅として活用する事業を実施します。

能登町の人口を増やし、自分の住んでいる地域をより活気ある地域にしたい。そのため協力をお願いします。なお、家の風通しや基本的なメンテナンスは協議会で行います。

1. 応募者の要件

次のすべての要件を満たす人が応募できます。

- ① 空き家等及びその敷地の両方を所有していること。共有物件の場合は、共有者のすべてが同意していること。
- ② 町税等の滞納が無いこと。
- ③ 破産手続開始の申立て、更生手続開

始の申立て又は再生手続開始の申立てがされていないこと。

④ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員でないこと。

⑤ 移住者の仮住まい住宅として適切な物件であること。

2. 応募物件の要件

次のすべての要件を満たす物件について応募できます。

① 現況において居住可能な状態の物件で、屋根・外壁・土台など構造体について大規模修繕の必要がないものであること。

② 強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行若しくは競売又は滞納処分がされていないこと。

3. 借り上げに関する内容・要件

① 借り上げ期間は5年間を基本とし、期間満了時には借り上げた住宅を返却します。

② 利用者の有無に関わらず、所有者に対し借上料を支払います。

③ 1年間の借上料は、借り上げた空き家等および敷地の固定資産税額とし、固定資産税額が変動した場合は、賃貸借契約の期間中であっても協議の上変更ができるものとします。

④ 借上料以外は、敷金、権利金等名目のいかなる問わすお支払いしません。

⑤ 借り上げた空き家等について改修が必要な場合は、所有者と協議の上、改修を行います。

⑥ 借り上げ期間内は、借り上げた空き家等の補修・維持管理を行います。

⑦ 借り上げた空き家等の火災保険料は、協議会が負担します。

⑧ 借り上げる空き家等の選定審査の為、現地調査を行います。

⑨ 採用・不採用の決定は、文書で結果を通知します。

4. 提出書類 能登町移住定住促進住宅候補物件申請書（協議会窓口でお渡しします。）

5. 応募締め切り 8月31日

6. 応募および問い合わせ先

能登町定住促進協議会（能都庁舎2階）
〒927-0492

能登町宇出津新1字197番地1
☎ (62) 0260

<http://www.notown.jp/>

「能登町定住促進協議会」で

検索

平成28年度整備物件 外壁改修例



改修前



改修後